

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市西区二十四軒一条一丁目3番1号
氏 名 株式会社道央化学 代表取締役 瀧川 麻貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和4年(2022年)3月31日
許可の有効年月日 令和9年(2027年)3月26日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（別紙のとおり。ただし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物については、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年(2017年)3月27日 更新時変更許可（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物（以上2種類は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、廃水銀等の追加。）

令和4年(2022年)3月31日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙

許可番号 第00150164956号

許可業者の名称 株式会社道央化学

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉱さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿														
アルキル水銀化合物				○								○	○	○
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）				○								○	○	○
カドミウム又はその化合物												○	○	○
鉛又はその化合物												○	○	○
有機燐化合物												○	○	○
六価クロム化合物												○	○	○
砒素又はその化合物												○	○	○
シアン化合物												○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	○	○												
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム												○	○	○
シマジン												○	○	○
チオベンカルブ												○	○	○
ベンゼン										○	○	○	○	
セレン又はその化合物												○	○	○
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														

以下余白。